

【雇用分野】規制改革事項について

1. 国家戦略特区

<特例措置>

規制改革事項	概要	実現時期等	初活用自治体
雇用条件	雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。	2013年 12月 特区法成立	福岡市
障がい者雇用	障がい者雇用に係る雇用率算定の特例拡充 障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合(LLP)を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。	2016年 5月 特区法成立	東京都
シニア・ハローワーク(構造改革特区)	高齢者等に対する重点的な就職支援 原則55歳以上の高齢者の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。	2016年 3月 通達	北九州市

<特例措置⇒全国展開>

シルバー人材	農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化 労働力の確保が必要な地域において、高齢退職者の就業機会の確保に資する業種及び職種で、民業圧迫の恐れがないものを都道府県知事が市町村ごとに指定し、シルバー人材センターが、当該業種及び職種に係る週40時間の就業についても、派遣事業及び職業紹介事業を行うことを可能化。 ※初活用自治体:養父市	2015年 7月 特区法措置 2016年 3月 高齢者雇用安定法	
--------	---	---	--

<全国展開>

有期雇用	有期雇用の特例 高収入、かつ高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者や、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者については、事業主が対象労働者の特性に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について厚生労働大臣の認定を受けた場合、無期転換申込権の発生時期に関する特例を設ける。	2014年 11月 有期雇用特措法	
------	--	-------------------------	--

2. 構造改革特区関係

特定事業(特定事業番号)	概要
地方公務員に係る臨時的任用事業(409)	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要がある場合は、1年を超えて任用を認める。
社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業(901)	相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。
「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施(940)	高齢者等の多様な雇用・就職機会を確保するため、年齢制限としては60歳以上が認められている現行制度に加え、50歳以上の中高年齢者層等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。